

災害発生時等における乳酸菌飲料等の供給に関する覚書

浦安市（以下「甲」という。）と千葉県ヤクルト販売株式会社（以下「乙」という。）は、「浦安市と千葉県ヤクルト販売株式会社との包括連携に関する協定書」に基づき、災害発生時等における乙から甲への乳酸菌飲料等の供給に関して、次のとおり必要な事項を定め、覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本覚書は、災害発生時等における乙から甲への乳酸菌飲料等の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本覚書において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）災害発生時等 浦安市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生する恐れがあるときをいう。
- （2）乳酸菌飲料等 次に掲げる飲食料品をいう。
 - ア 乳酸菌飲料、野菜飲料、果汁飲料、豆乳、お茶、水その他の飲料
 - イ 麺類
 - ウ その他甲が特に要請する飲食料品

（乳酸菌飲料等の供給の要請等）

第3条 甲は、災害発生時等において乳酸菌飲料等を緊急に調達する必要があるときは、次に掲げる事項を明らかにして、乳酸菌飲料等の供給を乙に要請するものとする。

- （1）供給を受けたい乳酸菌飲料等の種別及び数量
- （2）供給を受けたい乳酸菌飲料等の引渡しの時期及び場所
- （3）その他甲が必要と認める事項

2 前項の規定による要請は、供給要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により行うことができるものとする。

（乳酸菌飲料等の供給等）

第4条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲内で可能な限り、当該要請に係る乳酸菌飲料等を甲に供給するものとする。

- 2 乙は、前条第1項の規定による要請を受けた場合において、やむを得ない事情により当該要請の全部又は一部に応じることができないときは、その旨を直ちに甲に連絡するものとする。
- 3 乙は前条第1項の規定による要請に基づき乳酸菌飲料等を甲に供給したときは、供給報告書を甲に提出するものとする。

(乳酸菌飲料等の引渡し)

第5条 乳酸菌飲料等の引渡しの場所は、甲乙協議の上、定めるものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

- 2 甲は、前項の規定により指定した引渡しの場所に甲の職員を派遣して、乳酸菌飲料等の引渡しを受けるものとする。

(連絡先及び連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、災害発生時等における連絡先及び連絡責任者を定めるものとする。

- 2 甲及び乙は、災害発生時等における連絡先又は連絡責任者に変更があったときは、速やかに、変更後のものを相手方に連絡するものとする。

(費用負担)

第7条 本覚書に基づき乙が甲に供給した乳酸菌飲料等の対価、運搬費その他乳酸菌飲料等を供給するために要した費用は、甲が負担することを原則とし、当該費用の額は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 本覚書の有効期限は、本覚書の締結日から1年間とする。ただし、有効期限満了の30日前までに甲乙いずれからも何らの申出がないときは、期間満了の日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 本覚書に定めがない事項又はこの覚書について疑義が生じたときは、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

本覚書の締結の証するため、本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年3月14日

甲 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
千葉県浦安市
浦安市長 内田悦嗣

乙 千葉県千葉市若葉区加曾利町63
千葉県ヤクルト販売株式会社
代表取締役社長 赤田玄朗